

機構集積協力金の内容

項目	地域に対する支援 (地域集積協力金)	個々の出し手に対する支援									
		経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)	農地の集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)								
交付対象	市町村内の「地域」 (集落、大字、小学校区など外縁が明確であること)	機構に貸付けることにより「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」及び「農地の相続人で農業経営を行わない者」	機構の借受農地に隣接する農地や2筆以上の隣接している農地を機構に貸付けた際の所有者や耕作者								
主な交付要件	「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること。 ※すでに賃借権等に基づいた耕作が行われている農地を、同一借受人が機構を通じて借り換える場合は交付対象になりません。 (ただし、広域連携組織の設立を予定していたり、検討していたりする地域については交付対象となり得ます)	全自作地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸付けられること	交付対象農地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が集約化された形で機構から受け手に貸付けられること								
交付単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機構への貸付割合</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2割超5割以下</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>5割超8割以下</td> <td>1.4万円/10a</td> </tr> <tr> <td>8割超</td> <td>1.8万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 機構に貸し付けられる日の前1年以内に、担い手が所有権や賃借権等に基づいた耕作又は特定農作業受託をしたことがある農地は交付単価が2分の1となります。(ただし、集約化を図る農地については上表の単価となります)</p>	機構への貸付割合	交付単価	2割超5割以下	1.0万円/10a	5割超8割以下	1.4万円/10a	8割超	1.8万円/10a	1万円/10a (1交付対象者当たり上限70万円)	5千円/10a
機構への貸付割合	交付単価										
2割超5割以下	1.0万円/10a										
5割超8割以下	1.4万円/10a										
8割超	1.8万円/10a										